

市バス路線・ダイヤの在り方に関する検討業務 受託事業者募集要項

1 業務名称

市バス路線・ダイヤの在り方に関する検討業務

2 業務目的

本市では、平成25年3月に「市バス路線・ダイヤ編成の基本的な考え方」を策定し、以降、この考え方にに基づき、市バスネットワークの持つ長所・サービスの維持とお客様目線でのサービス追求を基本に、路線・ダイヤの拡充に取り組んできた。

この間、旅客数は、通勤・通学での利用をはじめ、インバウンドなどの追い風もあって着実に増加してきた。しかしながら、現在、新型コロナウイルス感染症の影響で旅客数は大幅に減少しており、今後もインバウンドの早期回復が見込めないことや、テレワーク・オンライン授業の浸透などで利用減の状況はしばらく続くものと見込まれる。

このような状況の中、将来にわたって市民の足を守っていくには、利用実態とニーズに応じた、一層効率的な路線・ダイヤを編成し、持続可能な運営のもとで利便性の高いサービスを提供していく必要がある。

本業務は、令和3年11月に実施予定の市バス旅客流動調査やアンケート調査、この間の人口構成や沿線状況の変化等を踏まえ、市バスの利用状況やニーズを詳細に分析したうえで、市バスの路線や系統、ダイヤの在り方について検討を行い、コロナ収束後の状況も見据えつつ、今後の運行計画を策定するに当たっての基本方針を取りまとめることを目的とする。

3 業務内容

別添「市バス路線・ダイヤの在り方に関する検討業務 委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

4 応募資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、本業務の受託を希望し、企画提案参加申請書を提出する事業者（以下「受託希望者」という。）は、当該申請書を提出した時点において、以下の参加資格要件を全て満たすこと。

また、当該申請書の提出時点で応募資格を有する場合でも、契約締結日までの間に、以下の要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

【参加資格要件】

(1) 配置予定技術者について、次の要件アからウの全てを満たすこと。

ア 管理技術者が次のいずれかの資格を有すること。

- ・ 技術士（総合技術監理部門：建設部門－「都市及び地方計画」又は「道路」）
- ・ 技術士（建設部門－「都市及び地方計画」又は「道路」）
- ・ R C C M（「都市及び地方計画」又は「道路」）

イ 管理技術者が、次に示す「同種又は類似業務」に該当する実績を1件以上有すること。

「同種又は類似業務」の内容

同種業務：乗合自動車運送事業者の経営計画の策定，旅客流動調査結果分析等

類似業務：国又は地方自治体の交通政策に関する計画（※）の策定

※ 地域公共交通網形成計画，地域公共交通計画，
都市・地域総合交通戦略等

ウ 管理技術者及び主たる業務を担当する技術者の手持業務件数が10件未満であること。

ただし，手持業務とは，契約金額500万円以上（税抜）の業務とする。

(2) 本市の入札参加資格を有するとともに，京都市交通局競争入札等取扱要綱第29条に定める競争入札参加停止を受けていないこと。

(3) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人，支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(5) 法人の代表者，役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反するものとして，被疑者又は被告人となり，又は刑に処せられ，その執行猶予中の者若しくは執行を終えてから2年を経過しない者でないこと。

(6) 法人又はその代表者が，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして，公正取引委員会又は関係機関に処分を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

(7) 次に掲げるものを滞納していないこと。

- ・ 所得税又は法人税
- ・ 消費税
- ・ 本市の市税及び固定資産税
- ・ 本市の水道料金及び下水道使用料

(8) 法令の規定により，営業について免許，許可又は登録等を要する場合にあっては，当該免許，許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

(9) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(10) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し，かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

5 契約条件等

(1) 契約形態

今回の企画提案が優秀であると認めた1者に対し、委託契約を行う。

(2) 委託期間等

ア 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日(金)まで

イ 委託期間に係る特約事項

令和3年11月に実施予定の市バス旅客流動調査が、新型コロナウイルス感染症の影響により次年度に延期された場合、本市と受託者で協議のうえ、業務内容の変更契約を行うことがある。

(3) 契約金額の上限

18,440,000円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

(4) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき一括で支払うものとする。

(5) 再委託の禁止

包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。

(6) 契約の解除

契約期間中に業務の履行内容が不良で業務遂行に支障が生じ、本市が改善指示を行い、一定期間が経過しても改善が見られない場合は、本市は、契約を解除できるものとする。

6 応募手続等

受託希望者は、次に示すとおり、必要書類を提出すること。

(1) 提出期間及び提出先

提出期間及び提出先は次のとおりとする。

項目	摘要
提出期間	令和3年11月8日(月)午前10時から 令和3年11月22日(月)午後5時まで(必着)
提出先	〒616-8104 京都市右京区太秦下刑部町12番地 京都市交通局 自動車部運輸課 路線計画担当(担当:長浜,本川) TEL:075-863-5132 FAX:075-863-5128

(2) 提出方法

別添、仕様書を熟読のうえ、必要書類一式を提出先に郵送又は持参すること。
郵送の場合は書留郵便に限る。また、添付資料がある場合は、併せて提出すること。

(3) 提出書類及び提出部数等

様式の指定があるものについては、別添の様式を用いて作成すること。

No.	提出書類	様式	提出部数 及び 留意事項
①	企画提案参加 申請書	様式1	1部
②	誓約書(様式2)	様式2	1部
③	誓約書(様式3)	様式3	1部
④	実施体制表	様式4	正本1部、副本10部 ※1 ・④、⑤、⑥、⑦、⑧の1セットで、1部とする。 ・⑥「業務実績書」に記載できる業務は、 <u>平成23年度4月1日以降に完了した業務で、 技術者1人につき3件までとする。</u> ・⑧「見積書」については、見積金額の算出根拠・ 内訳を明確にすること。
⑤	経歴書	様式5	
⑥	業務実績書	様式6	
⑦	企画提案書	様式自由	
⑧	見積書	様式自由	
⑨	電子データ一式 ※2	CD-ROM 等	1部 以下をPDF形式でCD-ROM等に記録したもの。 (④「実施体制表」、⑤「経歴書」、⑥「業務実績書」、 ⑦「企画提案書」、⑧「見積書」)
⑩	返信用封筒	様式自由	1枚 ・返信先を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料 金の切手を貼りつけること。

※1 正本及び副本は、次のとおり作成すること。

【正本(1部)】

必要事項記載済、押印済のもの。

企画提案書については、提案書表紙に受託希望者の会社名を記載すること。

【副本(10部)】

本業務の委託事業者選定会議の資料として使用するため、④、⑤、⑥、⑦、⑧ 全ての書類において、受託希望者が判明できる記載(会社名、個人名、所属、役職、ロゴマーク及びその他会社を類推できる表現等)をしないこと。

※2 ④、⑤、⑥、⑦、⑧ の正本版及び副本版の各PDFデータをCD-ROM等に記録し提出すること。

なお、最新のパターンファイルを用いたソフトウェアにより、コンピュータウィルスの感染がないことを確認すること。

(4) 企画提案書の提出内容等

ア 必須記載事項は次のとおりとする。なお、別添、仕様書の内容を理解したうえで、受託事業者募集要項7(2)審査基準を参考に作成すること。

- | |
|---|
| 1 本業務の実施方針
2 業務の実施フロー
3 市バスの利用実態及び路線・ダイヤの分析・評価手法
4 提案者の着想による自由提案及びその検討手法 |
|---|

- ・全体で15ページ程度とすること
- ・本市施策への理解度や対応手法についても触れること
- ・増収、増客に資する施策等があれば記載すること

イ 資料については、イラストやグラフ等を織り交ぜ、わかりやすく表現すること。

ウ サイズは原則A4をとす。図表等についてA3サイズを用いる場合、紙媒体の企画提案書(正本1部、副本10部)についてはA4サイズにZ折りすること。

(5) 募集に関する質問及び回答

募集に関する質問及び回答は次のとおり行う。

項目	摘要
質問受付期間	令和3年11月8日(月)から 令和3年11月12日(金)まで
質問送付方法	電子メールにて受付を行う。 メールアドレス： kotsu-j-unyu@city.kyoto.lg.jp 〔 京都市交通局自動車部運輸課 路線計画担当(担当：長浜，本川) 〕 ※ FAX，電話による質問や当局担当者個人のメールアドレスへの提出は，無効とする。
当局からの回答方法	令和3年11月18日(木)までに 京都市交通局ホームページに掲出する。

(6) 留意事項

- ア 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て受託希望者の負担とする。
- イ 提出された書類は返却しない。
- ウ 提出期限後において、提出書類の内容の変更はできない。
- エ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。また、万一、業務契約締結後、提出書類の記載に虚偽の記載が判明した場合は、当局が受けた損害に対し、受託者は誠意をもって賠償するものとする。
- オ 提案は1団体につき1つとする。複数の提案は認めない。
- カ 提案の選定の公表等が必要な場合は、当局は、提出された提案書の内容等について公表できるものとする。
- キ 公募手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

7 提案の審査・選定

(1) 審査方法

「市バス路線・ダイヤの在り方に関する検討業務受託事業者選定会議（以下、「選定会議」という）」において、受託希望者から提出された企画提案書等の内容を、下記

(2) に示す審査基準に基づき評価し、得点の高い順に順位を定め、第一順位の提案を行った受託希望者を受託候補者として選定する。

なお、企画提案内容について説明を求めため、書類審査に加え、ヒアリング審査を実施する場合がある。本市からその旨の通知があった場合は、企画提案内容について説明できるものを選定会議へ出席させること。

(2) 審査基準

書類審査により、以下の項目について審査する。

評価項目	評価の着目点
管理技術者及び担当技術者の資格 (10点)	○技術士（総合技術監理部門：建設部門-「都市及び地方計画」又は「道路」）の資格を有しているか ○技術士（建設部門：建設部門-「都市及び地方計画」又は「道路」）の資格を有しているか ○RCCM（「都市及び地方計画」又は「道路」）の資格を有しているか
管理技術者及び担当技術者の業務実績 (10点)	○本業務に同種又は類似の業務実績があるか (ある場合の実績の内容を含む)
業務実施方針及び手法 (70点)	本業務における業務実施手法等の妥当性について、以下の着目点から総合的に評価する。 ○業務内容の理解度 ○業務実施体制の妥当性 ○業務実施フローと妥当性 ○市バス路線（全系統）の評価、分析手法 ○提案の独自性 ○資料作成能力
所在地 (5点)	本店又は支店の所在地 (京都市内／関西エリア内※／それ以外) ※ 近畿2府4県 (京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県)
見積金額 (5点)	委託上限金額と見積金額との差額を評価する。 ただし、見積金額が委託上限金額（消費税額等込み）の3分の2に相当する額（税込12,293千円）を下回った場合は、評価結果を0点とする。

(3) 選定及び結果の通知

選定会議での審議結果を基に、候補事業者の順位を決定した後、速やかに受託希望者全員に結果を郵送で通知する。

8 その他留意事項

(1) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、参加辞退届（様式7）を提出すること。

(2) 選定後の辞退

受託候補者として選定された後の辞退は原則として認めないが、やむを得ない理由があるときは、本市と協議を行うこととする。

(3) 応募及び準備に係る費用

応募に要する費用及び契約前の準備行為に係る費用は、全て受託希望者の負担とする。

(4) 審査後の手続き

第一順位の受託候補者と業務内容の詳細及び契約条件について協議し、合意した後に契約を締結する。

ただし、第一順位の受託候補者と合意に達しなかった場合は、次点の業者を受託候補者として協議を行うこととする。

受託候補者との事業開始に向けた協議の中で、業務内容について、一部変更を要請する場合がある。

<事業者選定のスケジュール（予定）>

令和3年	11月	8日（月）	申請書類の受付開始
	11月	8日（月）	質問の受付期間
		～11月12日（金）	
	11月	18日（木）	質問に対する回答
	11月	22日（月）	申請書類の提出期限
	12月	下旬	選定会議の開催
令和4年	1月	月上旬	選定結果の通知
	1月	月中旬	契約締結